【研究報告】

戦後日本における女子大学の特徴に関する一考察
―その成立と「現在」を中心に―

湯川　次義・山本　　剛・杉山　実加

キーワード：女子大学、共学大学、新制大学、教育目的、女子大学の共学化、性別役割

【要　旨】本報告は、早稲田大学教育総合研究所の2015・16年度一般研究部会として研究を進めた「戦後日本の大学教育における女子大学の座標」の研究成果の一部をまとめたものである。

女性の大学教育は戦後教育改革期に初めて制度的に確立したが、共学と別学が並立した形で成立した点が歴史的特徴の一つであった。今日的視点からみると、共学大学では男女共同参画の側面が不十分とされ、一方の女子大学についてはその存在意義が問われ、また女子大学離れが指摘されている。そもそも女子大学は、どのような背景から設立され、どのような女性を育成しようとし、どのような教育･研究を行おうとしたのか。このような意味で、1950年頃までに成立した女子大学の設立の背景、理念、学部・学科組織の特色を考察することは、女子大学の今日を検討する際に大きな意味をもつと考えられる。

また、女子大学の「現在」はどのような状況にあるのだろうか。すなわち、現在の女子大学ではどのような女性を育成しようとしているのか。さらには1990年以降、共学化する大学が増加しているが、その背景と実際はどのようなものか。これらの女子大学の「現在」の一部をさぐることにより、その存在意義を再検討できるものと考える。

本部会では、多様な角度から女子大学の歴史と「現在」を考察したが、本報告はその中間報告としてまとめたものであり、３報告からなっている。第１報告は1950年頃までの新制大学の共学・別学状況をまとめるとともに、女子大学設立の論理、教育目的などを分析し、女子大学が旧女子高等教育機関の「伝統」を土台に設立されたことを明らかにした。第２報告は現在の女子大学の教育目的の特徴を分析し、第３報告では女子大学の共学化の実際とその背景などについて考察した。

第１報告　戦後教育改革期における女子大学の設置とその特徴
―女子大学特設の論拠と教育目的を中心に―

はじめに

周知のように、戦前は男女別学が制度原則とされ、正規の中等・高等教育機関は女性だけ、あるいは男性だけの学校としてのみ存在が容認されていた[1]。このため、女性に高等教育機会を与えようとする場合、いわゆる「女子校」として設置せざるを得なかった。さらに、戦前の女子高等教育機関についてみると、それらは単に女性を教育対象とするだけでなく、中等教育段階の良妻賢母教育と同様、性別役割論に基づいて女性の特性を伸ばすことを主眼とする学校がほとんどであった。その結果、高等教育段階でも、医歯薬系を除くと、性別役割に応じた家政学や教養と

しての国文学・英文学を授ける学校が主流となっていた。

しかし、戦後は日本国憲法で男女平等が規定され、また教育基本法で教育の機会均等や男女共学が認められるなどして政策としての別学制は撤廃され、文部省は共学・別学の選択は基本的に設置者や個別学校の意志次第という方針を示していた。後述するように、男女別学政策が撤廃された後の4年制新制大学を共学・別学の観点からみると、1950年代前半の割合は共学大学が約81%、女子大学が約15%　男子大学が約4%という状況であった。旧女子高等教育機関の中には男子高等教育機関と合併するなどして共学化する機関も10校ほどみられたが、それ以外はすべて女子大学となった。この事実は、旧男子系高等教育機関のほとんどが共学化したこととは著しく対称的であった。

本報告では、上述のような事実に着目し、別学化の論理や背景を探るとともに、女子大学が設定した教育目的などを分析することにより、成立期の女子大学の特徴の一端を明らかにしたい。本報告に関連した先行研究としては、主にCIEの動向に着目して女性の大学教育の承認をめぐる過程を考察した上村千賀子の研究や、家政学系学部・学科に着目して女子大学の特徴を明らかにした野坂尊子の研究がある[2]。また、天野正子は女子大学の専門領域の特徴を主に数量的側面から考察している[3]。しかし、これらの研究では、個別学校が構想した女子大学像や実際に設けられた大学の理念や学部・学科組織の詳細については明らかにされていない。この他の研究として、筆者による女子大学の設立過程や学部・学科組織の実態、さらには女子専門学校の共学大学化についての論考がある（筆者の研究成果は必要に応じて本報告の中で記すことにする）。

本報告の研究課題は、上述の先行研究や筆者の研究成果を踏まえつつ、第一に1950年頃までの大学の共学・別学の全体的状況を把握するとともに、旧女子高等教育機関の大学転換状況の特徴を明らかにする。第二に、共学が主流になった戦後において、女性だけを教育対象とする大学がどのような論理や背景で設立されたのか、女子大学側が掲げた特設の論拠を検討する。これに関連して、論拠の一つとして掲げられた「保護主義」について、天野正子の指摘を手掛かりに検討する。第三に、設立された女子大学の教育理念の構造と特徴を検討する。これらの考察により創設期の女子大学の実態とその特徴の一端を明らかにできると考える。さらには、本考察結果は女子大学のその後の展開や今日的課題を探る際の重要な素材を提供するものといえよう。

なお考察の前提として、戦後の女子大学設立をめぐる展開と設立条件の整備について確認しておきたい。女子大学設立をめぐる動きは二つの時期に分けることができる。第1期は、1945年12月の「女子教育刷新要綱」の閣議諒解や女性参政権の確立などの時代状況を受け、旧学制の下で個別の女子高等教育機関が大学設立を構想した時期であった。このような動きに対して文相田中耕太郎は、私学の大学構想の水準を問題とするとともに、家政学部が「果シテ大学ノ学部ヲ構成スルニ足ルヤ否ヤ」との疑問を示し、現状では女子大学の設置は認めがたいとの姿勢を示していた[4]。

第2期は、1946年8月以降の時期であり、CIEのホームズ（L.H. Holmes）らの助言を受けながら女子高等教育機関が連携し、その結果48年3月に5校の女子大学の設立が認可された。これらについては拙稿[5]で考察しているが、第2期には女子大学連盟を組織するなど、女子高等教育機関が連携して女子大学設立に向けた活動を行い、その結果文部省や男性を中心とした大学人の間でも女子大学や家政学の学問性への理解が進んだ。すなわち、46年12月以降大学基準設定の議

論に女子大学連盟関係者が加わり、また48年１月には家政学教育基準が大学基準協会で承認された[6]。このようにして条件が整備され、女子大学の設立が実現したのであった。

１．新制大学の共学・別学状況と女子大学

文部省は、男女共学を定めた教育基本法第５条について、その趣旨は共学を強制するものではなく、その実施を妨げることを禁止したものという解釈であり、「男女の特性」によるものであれば「男女別の学校も認められるという立場」をとっていた[7]。そして、この原則は大学にも適用されることになる。また、大学入学資格者を定めた学校教育法第56条についても、文部省は「性別による差別は撤廃され」たとしつつ、共学・別学の選択は学校当局などの裁量に委ねるとの見解を示していた[8]。

1947年以降の新学制の下では公立小中学校の共学化をはじめとして、公立高等学校でも共学が奨励され、実態面では共学が主流となっていた。こうした動向の下で、４年制大学での共学・別学の状況はどのようなものであったのだろうか。51年の時点でみると、国立大学について文部省は共学を原則としつつ、「女子教育振興」を理由として例外的に二つの女子大学を設けていた[9]。公立大学26校の場合はほとんどが共学大学となったが、４校が女子大学として発足した。私立大学も多数が共学大学となったが、女子大学も26校設けられている。一方、いわゆる男子大学も存在し、例えば国立の神戸商船大学が専門分野の関係から「入学者選抜要項」で出願資格を「男子」に限定し[10]、また私立の上智大学などでも当面男性だけを入学対象としていた。統計が明確になる1954年の時点でみると、４年制大学の中で共学大学は184校（81％）、女子大学は34校（15％）、男子大学は９校（４％）という状況にあった[11]。

では、女子大学となった機関の前身校はどのような学校であったのだろうか。旧学制下の女子高等教育機関としては、専門学校と高等師範学校が存在していた。このうち、東京と奈良の女子高等師範学校（以下、適宜女高師と略記する）は国立女子大学に転換し、広島女高師は広島大学に統合された。この他に女子大学となった機関の母体は、新制高等学校専攻科を基盤とした清泉女子大学を除いて、すべて女子専門学校であった。1951年頃までの女子専門学校の転換状況をまとめると、表１のようになる[12]。

表１　公私立女子専門学校の転換状況（1947～1951年）〈未定稿〉

転換後の機関	公立女専	私立女専	計	備　　考
旧制大学（医学部・共学）	2	1	3	
旧制女子大学（医学部）	1	2	3	
新制大学（共学）	5	6※	10	※東邦大学の母体は２女専。
新制女子大学	4	28※	31	※その内１校が大学分校に。
短期大学	12	41	53	
廃校	4	7	11	

京都府立医科大学附属女子専門部は、廃校に数えた。この表には、東京・奈良女高師が女子大になり、広島女高師が広島大学に統合した件は含まない。『専門学校資料（下）』により筆者が作成。

まず、旧制大学への転換状況をみると、GHQのPHW（公衆衛生福祉局）の指令により1947年６月に旧制医科大学に転換した旧女子医学専門学校は６校で、その内３校が共学大学、３校が女子大学になっている[13]。次に新学制への対応をみると、1951年までに４年制大学になった旧女専は41校で、その内10校が共学大学となった。この中で、女子薬学専門学校に着目すると、２校が男子薬学専門学校と統合して共学大学となり、また昭和女子薬科大学が設立の翌50年に入学者確保の観点から共学大学になるなど、７校中４校が共学化したことが注目される。このように、医学・薬学系女専の転換では共学大学と女子大学がほぼ半数ずつであった。また公立女専でも男子系機関と統合して共学化したのが５校、単独で女子大学に昇格したのが４校であった。この他、短期大学に転換した旧女専は53校あり、４年制大学よりも約20校多い[14]。４年制に限定すると、1948年から50年までの間に新制大学になった旧女専・女高師46校中、11校が共学校（東邦大学は１校として数える）、33校が別学校となったことになる。このように、旧制女子高等教育機関の約72％が女子大学を選択したことは、男子系高等教育機関のほとんどが共学大学となったことと対比して著しい特徴であり、注目すべき事実といえよう。

旧女専の女子大学への転換の特徴は、専門分野別にみると一層明確になる。すなわち、医学・薬学系では13校中７校が共学校を選択し、また公立の家政・文学系の場合も６校中３校が共学大学となった[15]。これに対し、私立の家政・文学系女専ではすべてが別学校を選択している。医学・薬学系や公立学校とは事情が異なるものの、私立の家政・文学系女専でも理論上は共学の選択もあり得たとみることができるが、すべてが女子大学を選択した点は戦後改革期における女性の大学教育の著しい特徴であったと考える。さらにいえば、このような傾向が教育目的や学部・学科組織などと連動し、成立期の女子大学の特徴を形成することになったのであった。

なお、旧女子高等教育機関が女子大学への転換を選択した理由は後に検討するが、もう一方の共学化を選択した理由について簡単に確認しておきたい。共学の新制大学へと転換した旧女専は10校あったが、その内８校は男子高等教育機関と統合して共学大学となったのであった[16]。注目されるのは、帝国女子医学薬学専門学校の薬学科と帝国女子理学専門学校が単独で共学としての東邦大学の薬学部と理学部になった点である。

一方、旧男子系高等教育機関が共学大学化した理由についてみると、この点を明確にすることはかなり困難である。旧学制下の1946年の門戸開放理念は戦後の民主化を背景とするものであったが[17]、共学が制度原則となった新学制の下では「当然」と受けとめられたためか、個別大学所蔵資料や沿革史記述でも共学化の理由は明確ではない。この点は今後も検討を続けたい。

２．女子大学設立の背景とその特徴

それでは、女子大学の特徴とはどのようなものだったのだろうか。特に1950年前後の成立期の女子大学を分析する指標として、筆者は①別学制を選択した理由を含む設立過程、②教育目的・教育方針、③学部・学科組織、④学術大学か否か、⑤大学規模の特徴、などを設定し得ると考える。紙幅の関係もあり、本報告では①について女子大学とする理由を中心に分析するとともに、②の教育目的を分析し、成立期の女子大学の特徴の一端を明らかにする。

(1) 女子大学特設の論拠

女性だけを教育対象とする大学を設ける論拠について、ここではその必要性を明確に示している東京女高師と熊本女子大学の事例を分析する。

東京女高師が1947年11月29日に作成した「東京国立女子大学創設趣旨竝組織」[18]では、「女子のみの学ぶ大学」が必要な理由４点を記している。その要点を示すと、第一に大学を「共学一本」にして女性だけの学園で学ぶ機会を欠くことは社会通念からみて「欠陥」である、第二に「青年女性」やその保護者の中には女子大学を欲する者が少なくない、ことをあげている。第三には、女性が女子大学を選択する理由は妥当であり、①「よき大学」ほど男性志願者が多く女性入学者は少数となる、②女性だけの「落ちつきのある学園生活」を送りたいと考えるのは女性の「最も自然な希望」である、とする。さらに、女子大学の有用性はアメリカでも認められており、女性の高等教育が「閑却」されてきた日本でも女子大学を設けるべきと主張している。この他、48年７月の同校の認可申請書では「女子のために適切な内容と設備を具えた大学」とすると記しており[19]、この点も女性だけの大学を設ける重要な論拠であったと考えられる。

また、熊本県が作成した「女子大学設置の必要性」[20]では、第一には共学大学だけでは現在の「女性の学力知能の劣弱さ」からその進学機会が「阻まれる結果を生む」恐れがあること、第二には家庭生活や社会的活動の分野で「女性には自然の使命」があり、女性の「志向」も男性とは「自ら異なるものがある」こと、が主張されている。

これらの主張には特設の論拠がほぼ網羅されていたが、その要点は①学力の現状などから女性には共学以外の進学機会を設ける必要がある、②女性独自の特性や社会的役割がありそれに応じた専門分野がある、③保護者や女子生徒の中には女性だけの教育環境を望む者が多い、などとまとめられる。さらには④女子高等教育機関としての伝統を堅持すべきとの主張も少なくなかった。

これらの論理を検討すると、①について天野正子は「保護主義」とし、「男性との競合から生じる不利益」から女性を保護しようとする考えと捉えている[21]。事実、東京女高師が主導して結成した女子教育研究会の「女子大学特設に関する趣意書」（1946年10月）では、共学を大学の「根幹街道」とし、女子大学を「補助通路」とする認識を示していた[22]。

「保護主義」の主張は、1950年前後では一定の説得力をもっていたと理解することもできよう[23]。CIEのホームズも、46年の時点で、女性の大学教育機会は共学大学だけでは満たされないとの観点から女子大学の必要性を唱えていた[24]。しかし、元東京女高師教授の林太郎は、「保護主義」や男女の特徴や職能の相違から「女子ノミノ最高学府」を求めるとの同校の主張に疑問を呈し、「必ずしも多くの人を納得させるものとは考えられない」[25]と、後に批判していた。

次に、②の女性の特性や将来的役割が存在し、それに応じた専門分野があることを特設の論拠とする論について検討する。まず女性の特性を強調する論については、先の熊本県の女子大学設置理由や東京家政大学の「その教育的努力を通して婦人の性能を啓培」するという「目的及び使命」の記述に明確にあらわれていた[26]。この他清泉女子大学でも、「両性特徴の差異に基く各種活動は必ずしも一様ではない事」を認め、「女性の文化的活動の長所を育成する」との論を展開していた[27]。この他、同志社では「日本の社会事情、家庭事情、本学園の設備等を考慮して」「男女共学制の一学系と女子のみの学系」[28]の二つを設けるとし、女専を女子大学に転換した。同志社

理事会は、女性を取り巻く種々の状況から判断して女子大学も必要と認識していたのであった。

また、女性の特性と大学の専門性を結びつけた女子大学必要論をみると、例えば奈良女高師では1948年1月作成の大学構想において、「女子の特性を認め」その特性を「伸長して有効ならしめる意図」で学部組織を企図したとし[29]、また昭和女子大学では「女子に最も適切なる文学及び家政学」で大学を組織すると記している[30]。

このように、1950年前後には、多くの女子高等教育機関において特性教育が戦後にも全面的に否定されるべきものではないと認識されており、それが別学を選択する重要な要因となったのであった。

さらに、③の保護者や女子生徒が女性だけの環境を望むという論拠についてみると、既述した女子教育研究会の「決議」では、共学大学だけでは「折角高等教育を志望する良家の女子の熱意を共学に対する父兄の危惧の故に、減殺してしまふ」との懸念を表していた[31]。この論と同様、和洋女子大学では「女子のみを収容する大学を志望する者のための大学としたい」[32]との論を展開していた。しかし、③の主張についても、先の林は「両性の特質と関連して本質的に研究されるべき問題」であると疑問を呈している[33]。

最後に、④の女子教育機関としての伝統を主張する論を検討すると、例えば東京女高師は、1947年11月に作成した大学構想において、同校が72年の伝統を有するとともに、卒業生が「教養の最も高い日本女性」として社会・国に貢献したことをあげ、このような「本校の伝統を精神的基礎」として国立の女子大学を設けるべきと主張していた[34]。さらに共立女子薬専では、創立者の意志が女子の科学者、女子の薬剤師養成と、女子の理科系専門教育にあった」点が支持され、女子大学とすることを決定した[35]。

女子大学を必要とする論拠はおおよそ以上であったが、現に女子高等教育機関として存在し、教員[36]、専門分野、施設などを抱えている現状において、それらを考慮しない大学昇格は非現実的なことも事実であった。さらには、女子高等教育機関としての「伝統」を継承しようとする考えも根強かった。特設の論拠に関連して、女子教育研究会を主導した東京女高師校長藤本萬治は、同研究会が主張した必要論の奥には、「女子教育の特性を大学教育の上にも生かしたい」という「本質的要求」と「伝統尊重の念をもって自校を大学に昇格」させたいという意図が含まれていたことは「見のがせない事実であった」[37]と、注目すべき指摘をしている。

(2) 女子大学の教育目的

成立期の女子大学の教育目的を全体としてみると、日本国憲法の理念の実現を目指しつつ、教育基本法・学校教育法の理念に基づいて学術研究・教育を行い、専門性を高め、人格の完成を目指すという点でほぼ共通していた。これは、新制大学の理念とも合致するものであった。その例として日本女子大学の場合をあげることができ、設立認可申請書の「使命及び目的」で、日本国憲法の精神に則り、さらには教育基本法、学校教育法の趣旨に基づくとの基本方針を示すとともに、学則では「平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする」[38]と規定していた。このような教育目的は、聖心女子大学の「女性の社会的活動と責任範囲

の拡大された今日、社会的、経済的政治的、宗教的諸問題の複雑性に即した貢献をなし得る女性を世に送る」[39]といった認識とも重なるものであった。これらには、新憲法の理念に基づく女性観の変化がみられ、民主的で文化的な社会を支える女性を育成するという意気込みが示されていたといえよう。

また、女子大学であることから、多くの大学では目的規定に「有為な女性を育成する」といった字句を加えているが、これは必ずしも性別役割を意図するものとみることはできない。

しかし、性別役割論に基づく特性教育を強調する目的規定も少なくなかった。例えば、県立高知女子大学の「女子の天性に適した教育と研究とによつて新しく愛に充ちた家庭と社会を創造する実力をもつた女性」[40]を育成する、昭和女子大学の「女子の特性に鑑み善を尊び美を愛する」「有徳の婦人を育成する」[41]といったような規定も少なからず存在した。

さらには、特設論の論拠の一つでもあった、女性の特性と専門分野を不可分のものとして捉える大学も多く、例えば椙山女学園大学では「本学園創設以来の歴史と伝統とに鑑み」るとともに、「一般女子の生活」に密接な関係をもつ学科を勘案した結果、「最適当なものは即ち家政学である」[42]との結論に達している。また昭和女子薬科大学が、薬剤師養成だけでなく「家庭生活の科学化、育児の合理化、更に子女の自然科学的良識を深め」[43]るとの目標を掲げた点も注目される。

この他の目的規定として専門性を強調する大学もみられた。例えば、女子美術大学では「最高の芸術教育を施し、教養高くして芸術的創造力の豊かな指導者」の養成を掲げた[44]。さらに、宗教教育の理念を加える大学もあり、宮城学院女子大学では「基督教に基いて女子に大学教育を施す」、京都女子大学では「仏教精神」により「女子に適切な大学教育を施す」としている[45]。

成立期の女子大学が設定した教育目的は、大学による相違はあったが、全体としては憲法に定められた民主社会を支える女性の育成という、戦後の新たな女性観を基盤にしており、そのための学問と教養を女性に授けようとするものであった。この教養教育は旧来の良妻賢母的なものではなく、津田塾大学が、自己の「諸能力を円滑に高度に展開」させ、「平和的な文化国家並に社会を形成するためには婦人がその責任の一半を負わなくてはならない」[46]との使命を掲げたように、戦後の新たな地位や役割に応じた女性の育成を重視するものであった。しかし、その学部・学科組織の特徴からも明らかなように、人間としての成長よりも性別役割に即した教養教育・専門教育に重点を置く大学が多数であった。すなわち、戦後の女子大学の教育理念は、民主社会を支える女性の育成と、女性の特性に即した教育の必要性とが一体的に捉えられ、新たな女子大学の理念として設定されたと考えることができよう。

以上の考察結果をまとめると、女子大学の選択に際して十分な議論がなされたとみることはできず、むしろ女子高等教育機関としての「伝統」が重視されたと捉えることができる。さらにいえば、新たな大学像の構築よりも、むしろ自校を大学に昇格させることにエネルギーを注いだ学校が多かった。その結果、教育目的の面では、戦後の民主社会を支える女性の育成と女性の特性に即した教育とが一体的に捉えられ、新たな女子大学の理念として位置づけられたとみることができよう。そして、学部・学科組織面では旧来の特性教育的要素を含む家政学や教養としての文学を中心とすることになった。結局、女性観の転換を含みながらも、戦前の男女分離教育と性別役割観を全面的には否定しきれずに女子大学が設立されたと結論づけることができよう。

３．その後の女子大学の展開

最後に、第２報告、第３報告と関連させる意味で、その後の女子大学の展開について拙稿[47]をまとめる形で記す。まず女子大学数の変遷を示すと、1965年には62校（大学数の約20％）、85年には80校（同17％）、2014年は77校（同9.9％）と推移している。ピーク時の1998年には99校ほど存在したが、近年では共学化する大学が増える一方、女子短期大学を母体とした４年制女子大学の新設が続くなど、減少と増加が交錯している。

次に、女子大学の学部組織について概観すると、本報告では紙幅の関係から省略したが、創設期の公立・私立女子大学ではほぼ家政学系と文学系の学部・学科に限定され、社会科学や理工系の専門を欠いていた[48]。わずかに、国立２女子大学に理家政学部が設けられたに過ぎなかった。このような専門分野が設定された理由は、女子大学特設の論拠や特性教育的な目的規定と連動するものであった。

1965年頃になってもその専門分野は成立期と同様家政学部と文学部が中心であり、70年代・80年代には若干専門領域が拡大したものの、ほぼ同じ傾向にあった。しかし、90年代以降は学部改編と新学部増設の傾向がみられた。これは、大学設置基準の大綱化を受けたものであり、日本の大学全体の動向でもあった。女子大学の場合には、第一に家政学部を生活科学系学部に、文学部を人間文化関係・コミュニケーション学部などと名称変更や改編を行うとともに、既設学部に新学科を増設するなどの傾向がみられた。第二点としては、文学・家政系以外の学際系、社会科学系、国際関係系、資格取得系の学部を新設する動きが指摘できる。このような既設学部の改編と学部・学科増設の動きは、新たな学問動向や時代の要求に対応するものであったが、同時に学生確保や大学規模の拡大を狙った動きでもあった。以上のような学部組織の改編や時代の進展に伴い女子大学の掲げる教育目的も若干修正されたが、この点については第２報告で考察する。

次に、女子大学の共学化傾向について概観する。近年、少子化による大学受験人口の減少や女性の学部選択の幅の拡大、さらには受験生の「女子大離れ」などの影響を受け、共学大学へ改組する女子大学が相次いでいる。1990年代に10校程度、2000年代に20数校、2010年以降は数校が共学化している。このように共学化傾向が進む一方、首都圏や大都市を中心に戦前からの女子高等教育機関としての伝統をもつ私学では、女子大学として存続する大学が多い。このような共学化の背景やその実態などについては、第３報告で考察する。

（湯川次義）

第２報告　現在の女子大学の教育理念に関する一考察
―「学則」上の目的規定に注目して―

はじめに

男女の実質的平等があらゆる分野で実現され、さらには男女共学が当然のことと意識されつつあるなかで、女子大学では戦後の設立時に掲げられた教育理念を改めて問い直し、女子大学としての存在意義を追究する取り組みが行われている[1]。

他方で、周知のように臨時教育審議会（1984年－87年）は、その答申の中で大学の自助努力を

強調し、特に大学評価の機会として大学自身による自己評価と専門団体による相互評価の重要性を論じた[2]。90年代に入り大学の自己評価活動は大学の「努力義務」さらには「義務」となり、現在、各大学の自己評価活動は活発さを見せている。

特に女子大学では、この自己評価活動を通して、自校の教育理念を問い直すとともに、女子大学としての存在意義を積極的に社会に示す必要があることを確認している。

こうした状況を踏まえて、本節では、現在の女子大学の教育理念を検討することを目的として、1950年前後に設立された創設期の女子大学の「学則」上の目的規定に明記された文言を考察するとともに、『自己点検・評価報告書』（以下、報告書と略記）で、個別学校は自らの教育理念をどのように捉えているのかを探りたい。

１．戦後の女子大学設立時の目的規定

現在の女子大学の教育理念を検討する前提として、戦後教育改革期に設立された女子大学の当初の「学則」上の目的規定を確認しておきたい。第一報告で明らかにされたように、1950年までに設立された女子大学の教育理念は、全体として、憲法の理念の実現、教育基本法・学校教育法の理念に基づいて学術・教育を行い、専門性や人格の完成を目指すという点にあった。さらに、この時期の目的規定には、女性の性別役割論に基づく特性教育論を強調する規定も少なくなかった。

例えば、実践女子大学の場合、1949年の設立時の目的規定は「教育基本法、学校教育法及び実践女子学園創立以来の下田精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ女子の人格完成を目標として知的、道徳的及び応用能力を展開させ実践躬行をもって文化の創造と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする」と定めており、教育基本法の理念を支柱にしつつ、「女子の人格完成」、「実践躬行」といった字句を明記して女子大学としての理念を掲げていた。さらに「創立以来の下田精神」という字句は、同大学が1972年に定めた「本学の教育理念」中で確認しているように、「学祖下田歌子先生の『遺訓』」である「女性の資質」の涵養につとめるという意味を表しており、同大学の目的規定では、創設以来の特性論的理念の一部が継承されていることを示していた[3]。

では、現在の女子大学は「学則」上の目的規定をどのように定めているのだろうか。以下、個別女子大学を事例として、「学則」上の目的規定と『報告書』で記された内容を検討する。

２．現在の女子大学の目的規定

(1) 和洋女子大学（1949年設置）

和洋女子大学は、学則上の目的規定を「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学術技芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成することを目的とする」と定めている。

『報告書』によると[4]、この目的規定は、「日本の心を持って新しい学問・技術を学ぶ」という「和魂洋才」、「明朗和順」の建学の精神を受け継ぐものであり、さらに同大学の使命は「文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性」を育成することである、と説明している。

なお、以下事例とする個別学校の目的規定に、教育基本法・学校教育法の理念を掲げる文言が

明記されている場合、この点については省略することにしたい。

(2) 大妻女子大学（1949年設置）

大妻女子大学は、学則上の目的規定を「広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究して、応用的能力の展開と人格の完成に努め、高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする」と定めている。『報告書』によると[5]、同大学では具体的な教育理念として、「各自が有能な個人として完結する個人的自立を目指すのではなく、各自がそれぞれに社会に貢献しうる能力を確保しつつ、よき生活、よき社会を作るために自発的に連帯し、そこに生まれる他者との関係の中で自らの役割を自律的に遂行することをもって自己実現を果たす」という「関係的自立」を掲げている。さらには、この「関係的自立」の理念のもとで、「他者との関係のなかで、自己を見つめ直し、相互の力を活かし合い、自己実現できる人間として自立する」女性を育成することが同大学の使命であるとしている。

(3) 共立女子大学（1949年設置）

共立女子大学は、学則上の目的規定を「専門の学芸を教授研究し、学生の主体的な学びを育み、幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成する」と定めている。『報告書』によると[6]、この目的規定は、同大学の「校訓」に「誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成する」として掲げられているように、「他者との関係、社会の中で生きていくこと、また将来の社会の発展に寄与」する女性を育成することが理念として説明されている。

(4) 実践女子大学（1949年設置）

実践女子大学は、学則上の目的規定を「実践女子学園の建学精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成する」と定めている。この「実践女子学園の建学の精神」とは、学祖である下田歌子の掲げた「純一・慈愛・徳性・情操に根ざした智・徳・体の均整のとれた人格の完成、それを基盤に自立した人間として社会の弊を正し、広く世人に至福をもたらすことができる女性の育成」であるとしている。

『報告書』では[7]、この建学の精神に基づき、「グローバルな社会形成への主体的な寄与ならびに異文化理解や国際的視野を持つことの重要性がますます深まっている」現代において、同大学は「文化の創造と人類の福祉とに寄与する」女性の育成を理念とするとしている。

(5) 昭和女子大学（1949年設置）

昭和女子大学は、学則上の目的規定を「建学の精神に則り、高等教育機関として、また、学術文化の研究機関としての使命に鑑み、善を尚び美を愛し真を究めて、文化の創造と人類の福祉に貢献する女性を育成する」と定めている。『報告書』では[8]、2009年度から具体的な教育目標として、「誠実で礼儀正しく、学識と教養に裏づけられた品格ある人間、奉仕の気持ちを持ち、世

界や社会の事象に深い関心を抱き、国の内外を問わず様々な分野で、豊かな創造力と探求心をもって指導的な役割を果たすことができる人材の育成」を掲げて、上記の目的規定に明記されている「文化の創造と人類の福祉に貢献する女性」の育成を理念とすると説明している。

(6) 女子美術大学（1949年設置）

女子美術大学は、学則上の目的規定を「芸術に関する最高の理論及び技術を教授研究し、教養高く芸術的創造力の豊かな女性を育成する」と定めている。『報告書』では[9]、この目的規定は、「芸術に関する知識と技能の両面にわたる専門的研究に基づく、幅広い見識と豊かな教養を兼ね備えた女性の育成」を目指すものであると述べられている。さらに、同書によると、女性を対象とした美術大学という環境で学ぶということには、①「多感な青春期に、女子学生のみの穏やかで落ち着ける教育環境の中で人間としての自分に冷静に向き合い、伸び伸びと自分を表現できる」、②「男性に依存することがない女子学生のみの教育環境では、自立心、自尊心、自主性、積極性、責任感などが自然な形で身に付き、自己を確立し自分らしさを追及することにより内的育成を促し、リーダーシップとコミュニケーション能力を育成できる」として、女子大学としての存在意義を強調している。

(7) 聖心女子大学（1948年設置）

聖心女子大学は、学則上の目的規定を「キリストの精神にもとづき、女子に高度の教養を授けるとともに、専門の学術を、教授研究し、豊かな見識とすぐれた人格をもって、社会と文化の発展に寄与する人物を育成する」ものと定めている。この目的規定は、1801年に聖心会を創立した、フランスのカトリックの修道女であるマグダレナ・ソフィア・バラの「キリストの精神に学ぶ」という理念に基づいている。『報告書』[10]によると、現在、同大学では、「①知性を磨く、②使命を自覚する、③発信力、実践力を高める」という教育目的を掲げており、特に②「使命を自覚する」では、「地球を共有する人類の一員として世界を視、人々と交わり、そしてこれからの重要な関心事に自ら関わることのできる広い視野、感受性、柔軟性及び実践的な行動力を持つ人間を育成する」ことと述べられている。

(8) 清泉女子大学（1950年設置）

清泉女子大学は、学則上の目的規定を「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、キリスト教的世界観に立ち、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成する」と定めている。『報告書』では[11]、この規定は同大学の建学の精神である「キリスト教ヒューマニズム」に基づくものであり、「人間性を基盤とする真理の探求、主体的人格の形成、隣人・人類社会への奉仕」を理念とすると説明されている。

(9) 津田塾大学　（1948年設置）

津田塾大学は、学則上の目的規定を「女子に広く高度な教養を授けるとともに、専門の学術を教授研究し、キリスト教精神により、堅実円満にして自発的かつ奉仕的な人物を養成する」と定

めている。『報告書』では[12]、同大学は「女性のための大学であること」を改めて確認しながら、「21世紀におけるさまざまな課題解決には女性が積極的に関与し独自の貢献をすることが求められて」いるとして、「女子に広く高度な教養を授ける」ことが教育理念であるとしている。

（10）東京家政大学（1949年設置）

東京家政大学は、学則上の目的規定を「建学の精神に基づいて女子に対し、家政学、文学、看護学及び子ども学に関する専門の学術技芸を教授研究し、その応用的能力を伸展するとともに人格の完成に努め、真に平和を愛し、民主的文化国家及び社会の形成者を育成する」と定めている。『報告書』では[13]、「男女雇用機会均等法に基づき、社会活動に参画できる能力」を育成するとともに、「グローバル化する流動性の激しい現代社会」において、「とくに衣、食、環境、幼児・児童教育、高齢社会に対応」できる「感性豊かな女性」の育成を理念にすると説明している。

（11）東京女子大学（1948年設置）

東京女子大学は、学則上の目的規定を「キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成する」と定めている。『報告書』では[14]、この規定にある「人類の福祉に寄与する」ことは、「依然として絶えることのない国家・民族間の摩擦、あるいは地球規模で深刻化する環境問題」など、「叡智を傾け国際的に取り組まれねばならない人類の喫緊の課題」であるとし、同大学は「高度の教養と専門的な学術の教育及び研究」を行うと記している。

（12）日本女子大学（1948年設置）

日本女子大学は、学則上の目的規定を「平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめること」と定めている。『報告書』によると[15]、現在は、創立者成瀬仁蔵による「女子を先ず人として、第二に婦人として、第三に国民として、教育する」という建学の精神に基づきながら、「女性の国際的な活躍を期待」して、「学生一人ひとりが自分の生き方を見つめ、個人の生活の場や職場・地域といったコミュニティにおいて、また、国際社会においても、それぞれの最善を尽くし、社会に貢献できる自立した女性を育てること」を理念とすると記している。

（13）同志社女子大学（1949年設置）

同志社女子大学は、学則上の目的規定を「大学として学術の教授研究を行うとともに、キリスト教の精神にしたがい、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成する」と定めている。『報告書』では[16]、同大学は創立以来、「キリスト教主義」、「国際主義」、「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、時代や社会の要請に応じた教育を行っているとしている。さらに、同大学では2007年に、「古きを大切にし、新しきを生きる。リベラル・アーツとともに品格と良心をもって、ゆたかな世界づくりに寄与する女性」という「同志社女子大学が育む女性像」（Mission）を新たに定めて、特に「学科の目標として、高い英語力

と国際感覚をもって国際舞台で活躍できる能力の育成」に努めるとしている。

（14）神戸女学院大学（1948年設置）

神戸女学院大学は、学則上の目的規定を「キリスト教の精神を教育の基本とし、知識を探究し、技芸を修得し、敬虔にして自由なる学風を樹立し、もって民主的教養と国際的理解とを有するキリスト教的女性を育成する」と定めている。同大学では、この目的規定に基づき「リベラルアーツ＆サイエンス」、「国際理解」、「キリスト教主義」という三つの柱を教育目標として掲げている。『報告書』では[17]、特に「国際理解」を重視して、「異質なものの受容による他者との共生を志す」ことを目指すと説明している。

（15）広島女学院大学（1949年設置）

広島女学院大学は、学則上の目的規定を「基督教主義に基づいて教育を施し、女子の霊性、知性、徳性の円満な発達をはかり、専門的な学術の修得を努めさせると共に、広い教養と高い人格を育成する」と定めている。『報告書』では[18]、同大学は創立以来、「いわゆる良妻賢母型の教育を重視するのではなく、自らの生き方を考え、奉仕の精神・平和・人権を学び、社会で自立し、活躍できる女性の育成を視野に入れた教育」を行っており、現在においても「地域に貢献する大学」、「専門を深めるための学びだけでなく、教養教育を重視」するとしている。

３．全体的にみた現在の女子大学の教育理念

以上、1950年頃に設けられた個別女子大学を対象として、現時点の学則上の目的規定と『報告書』に記された説明を検討した。目的規定の文言をみると、現在においても女子大学は、全体的に教育基本法・学校教育法の理念に基づいて学術・教育を行うことを基調としながら、「女性の育成」といった理念を明確に掲げるといった傾向がみられる。

さらに、育成する人物として、「人類の福祉」や「世界の平和」に貢献する人物を掲げている大学が多い（例えば、「文化の発展と福祉の増進に寄与する」（和洋女子大学）、「文化の創造と人類の福祉とに寄与する」（実践女子大学）、「文化の創造と人類の福祉に貢献する」（昭和女子大学）、「社会と文化の発展に寄与する」（聖心女子大学）、「人類の福祉に寄与する」（東京女子大学）等）。このことは、上記の大学の『報告書』でも確認されているように、新たな時代に向けて女性が社会の発展に積極的に貢献することを期したものと言える。

また注目すべき点は、具体的に国際社会で活躍できる女性の育成を掲げていることである（例えば、「国際的視野に立つ社会人」（実践女子大学）、「国際的視野に立って」（同志社女子大学）、「民主的教養と国際的理解とを有する」（神戸女学院大学）等）。これは例えば、東京家政大学でも、『報告書』で「グローバル化する流動性の激しい現代社会」に対応できる女性を育成すると記されており、また実践女子大学では、先の設立時の目的規定にあった「下田精神に則り」という字句はなくなり、上記の「国際的視野に立つ社会人」という文言を加えている。

このように現在の女子大学の教育理念は、女性の性別役割論に基づく特性教育論を強調するのではなく、積極的に社会で活躍できる女性の育成を目指していると解することができよう。

以上のように、現在の女子大学の教育理念の特徴は、社会に貢献できる女性の育成、さらには、国際社会のなかで積極的に活躍できる女性の育成を掲げている点にあるといえよう。

なお本報告では、紙幅の関係もあり、1950年頃までに設立された草創期の女子大学の目的規定の考察にとどまったが、今後はその後に新設された女子大学の目的も分析することにしたい。

（山本　剛）

第３報告　女子大学の共学化に関する一考察
―共学の理由と新設学部の傾向を中心に―

はじめに

本報告では、現在の女子大学の特質に関する考察の一端として、女子大学の共学化に着目する。すなわち、共学化した理由や共学大学に伴って新設された学部、現在の男女別学生数などについて検討する。この考察により、女子大学が歴史的に抱えてきた課題の一端が明らかになるとともに、その存在意義を探るための素材を提供するものと考える。

１．共学大学となった女子大学の概要

女子大学から共学大学へと移行した大学は、1950年の昭和女子薬科大学から、2015年の東京純心女子大学まで51校である（内２校は廃校）。共学大学となった大学一覧を下表にまとめた[1]。なお、今回の調査では他大学と合併して共学となった大学は除外した。

表１　共学化した大学一覧

年	校数	旧大学名	現大学名
1950	1	昭和女子薬科	昭和薬科
1954	2	大阪女子医科	関西医科
		別府女子	別府
1966	1	愛知県立女子	愛知県立
1973	2	鶴見女子	鶴見
		徳島女子	徳島文理
1977	1	立正女子 ※1976に校名変更済	文教
1981	1	四天王寺女子	四天王寺 ※2008～校名変更
1982	2	相愛女子	相愛
		聖和女子	聖和 ※2013年廃校
1983	1	市邨学園	名古屋経済
1985	1	聖徳学園岐阜教育	岐阜聖徳学園 ※1998～校名変更
1987	3	三島学園女子	東北生活文化
		愛知学泉	愛知学泉
		帝塚山	帝塚山
1992	1	四国女子	四国
1994	2	神戸女子薬科	神戸薬科
		熊本女子	熊本県立
1995	2	金沢女子	金沢学院
		愛知淑徳	愛知淑徳
1996	3	共立薬科	共立薬科 ※2008年３月廃校
		日本赤十字看護	日本赤十字看護
1996	3	山口女子	山口県立
1998	1	比治山	比治山
1999	4	静修女子 ※1997に校名変更済	札幌国際
		弘前学院	弘前学院
		長崎純心	長崎純心
		鹿児島女子	志學館
2000	2	北海道女子	北翔 ※2007～校名変更
		大手前女子	大手前

年	校数	旧大学名	現大学名
2001	2	聖路加看護	聖路加国際 ※2014～校名変更
		梅光女学院	梅光学院
2002	2	杉野女子	杉野服飾
		神戸山手	神戸山手
2003	3	帝塚山学院	帝塚山学院
		就実女子	就実
		美作女子	美作
2004	3	武蔵野女子 ※2003に校名変更済	武蔵野
		松蔭女子	松蔭
		聖カタリナ女子	聖カタリナ
2005	3	東京家政学院筑波女子	筑波学院

年	校数	旧大学名	現大学名
2005	3	文京女子 ※2002に校名変更済	文京学院
		京都橘女子	京都橘
2006	1	大谷女子	大阪大谷
2007	3	上野学園	上野学園
		東海女子	東海学院
		中京女子	至学館 ※2010～校名変更
2009	1	山陽学園	山陽学園
2011	1	高知女子	高知県立
2012	1	文化女子	文化学園
2015	1	東京純心女子	東京純心

この表から明らかなように、1950年代は２校、1960年代は１校、1970年代は３校と共学化した大学は少ないが、1980年代になると８校と増加し、1992年からは共学に移行する大学がほぼ毎年みられる。特に1996年から2007年までの12年間は、毎年２～３校、全51校中27校がこの期間に共学へと移行している。大学名の改称は、「女子」と明記されていた大学は「女子」を外し新たな校名を申請している。ただし、中京女子大学だけは2007年に人文学部のみを共学とした際、名称変更は行わなかった。女子大学の当時から名称に「女子」という文言が含まれていなかった帝塚山大学などは、大学名称の変更はしていない。一方で、立正女子大学や市頓学園大学のように共学への移行とともに大学名称を一新したところもある。

２．共学大学への移行理由と背景

上記の大学が共学に移行した理由について分析した結果、その理由や背景は次のように類型化できる。すなわち①性役割の変化、②18歳人口の減少、③地域との関係性、④高齢化社会、⑤大学記念事業の５つである。以下、各大学の事例を挙げながら共学に至った理由を検討する。

第一に「性役割の変化」についてみると、1995年までは共学とする理由の一つとしてこの点が挙げられていた。82年から共学化した聖和大学の学長山川道子は、「子どもを立派に育てることは女性だけの仕事ではないはずです。男性にも、どんどん参加してもらって、学問研究を深めていかなければ」と語っている[2]。また、92年に共学となった四国大学の企画課長は、「女性の自立を建学の精神にしてきたが、女性の職業領域も変わり、雇用均等法も出来て、今や男性と共に学ぶ中から、人間としての自立を考える時代」になったと説明している[3]。

こうした性役割の変化を理由として挙げる大学は1995年以降ほとんどなくなり、新たに「18歳人口減少」と入学者数減少への対策が理由として挙げられるようになる。71年から74年の第二次ベビーブーム以降、出生数は減少を続けており92年以降18歳人口が減少していくことは明らかであった。そのため、学生数確保のために共学化に踏み切る大学が登場するようになった。2003年に共学大学化した就実大学学長柴田一は「学生が減っている中、男子を門前払いする理由がな

い」「大きな議論はなく、すーっと通った」と共学化の理由と学内の状況を語っている[4]。また、山口県立大学も、福祉や医療の現場での人材育成の必要性とともに、「女子大への入学志願者」の減少傾向と「18歳以下の人口減少」が共学化検討の背景にあったと説明している[5]。

なお広井多鶴子によれば、女子大学への入学者減少は高校の共学化も影響したことを指摘している。1990年に女子高等学校は、公立と私立を合わせて679校であったが、90年代後半以降急激に減少し、2004年には437校となっていた。広井が指摘するように女子大学は女子高校から多くの入学者を獲得していた。しかし、90年代から「急激な高校の共学化」が進んだことが「女子大学の学生募集に深刻な影響」を及ぼし、「大学の共学化を推進する大きな要因」となった[6]。

ここまでは、性役割の変化、18歳人口の減少を共学化の理由に挙げた大学の事例を確認した。続いて第三の背景として、地域からの要請や県内の大学の設置学部の状況などが共学化に影響した点を検討する。1977年に文教大学となった立正女子大学の共学化について、『朝日新聞』は教員不足に悩む東京都や近隣県から小学校教員養成課程を置く同大学に対して「男の先生も育ててほしい」との強い要望があり、共学に踏み切ったと伝えている[7]。また、99年に共学化した志學館大学は、鹿児島県内で法学を学ぶことができる大学が国立鹿児島大学のみという状況から、県内の私大での「受け皿をつくるため」に法学部を新設し共学に踏み切ったとされている[8]。さらに、2004年に共学化した聖カタリナ大学は、学生数減少だけでなく、県内唯一の社会福祉学部で男子学生を受け入れてほしいという地元の要請が、共学化の理由であったと説明している[9]。

次に第四の類型として、高齢化社会に伴い、福祉と医療現場の人材需要が高まることを共学化の理由の一つに挙げた大学について検討する。1999年に共学となった弘前学院大学は、「津軽地域には、男子は入れる大学は国立弘前大学しかなく、地元から男子にも門戸を開いてほしいとの強い要望を受けて」共学へと踏み切った。さらに、同大学は共学と同時に社会福祉学部を新設している。学長田沢は「これからは福祉の時代。女子だけでなく、男子にも教育が望まれる分野」であり、「県内で不足しがちの社会福祉士の養成に努める」とコメントしている[10]。同大学以外にも山口県立大学（共学化は1996年）は看護学部、就実大学（共学化は2003年）は薬学部を共学化する理由として、今後男性にも「需要増加」が見込まれるとの見解を示していた[11]。

最後に、第五として大学記念事業の一貫として共学化した大学について検討する。1966年に家政学部のみの単科大学として設立された愛知学泉大学は、84年５月に理事会で「大学拡充計画」を決定し、新たに「文科系の学部を増設する」こととした[12]。さらに、学内では以前から家政学の在り方について議論が進められていた。議論の結果、「家政教養を得るだけの家政学」ではなく、「より良い実現を目指す主体的、客体的条件を整えるための理論、方法を追求する生活学」への改革を進めていくこととなった。そして、①新設の経営学部を共学とすること、②家政学の在り方を追求した結果「男女の区別は不要」との結論に達したことから、学園創立75周年の記念事業として大学全体の共学化を構想し、1987年に共学大学となった[13]。

愛知淑徳大学では、1995年の創立20周年に向けて「将来計画委員会」が設けられ、大学の方向性についての検討が進められていた。同校では共学化以前からアメリカの女子大学と交流協定を結ぶなど、積極的に国際化を進めており、92年に設置した留学生別科では既に共学が実施されていた。こうした国際化、さらには情報化が進展する中で「女性しか受け入れないのもおかしい」

という点が課題となり、93年１月の教授会で学長が共学化について提案し、検討が進められた。同校は志願者数や学生数を十分確保できる状態であったが、学生数確保のためではなく大学の方向性を検討した結果、共学とする結論が導き出されたのであった[14]。

なお、共学とともに学部もしくは学科を新設した大学は51校中23校であった。新設学部の傾向としては、愛知学泉大学、帝塚山大学、金沢学院大学などのように経営に関する学部及び学科を新設した大学が５校と最も多く、次いで徳島文理大学など薬学部の新設が４校、東京純心大学など看護学部の新設が３校である。その他、外国語学部、観光学部、法学部などを新設した大学もある。このように、共学化とともに新設学部を設置した学校がある一方で、徳島文理大学と就実大学は新設の薬学部のみを、中京女子大学と鶴見大学は既に設置されていた人文学部、歯学部のみを共学として男性の入学を認めた。これらの大学においては、共学化に踏み切りながらも、女子大学としての伝統を維持したいと考える大学側の意向が窺えよう。

以上のように、1994年頃までは女性の社会的役割の変化に伴って共学とする大学がみられたが、95年以降は18歳人口の減少を見越して共学に踏み切る大学が多くなった。また、地域での若者の確保の観点から、男女ともに学ぶ機会を大学に要求し、それが共学化の要因となっていた。

３．2016年５月時点の男女別在学状況

次に、共学となった後の各大学の状況について考察する。即ち、2016年度の在学生の男女比を確認した上で、共学とともに新設した学部や共学後新設の学部にどの程度男子学生が在籍しているのかを検討し、共学に移行した後の元女子大学の現状を検討する。

2016年５月時点の元女子大学の男女学生数について、『螢雪時代』や各大学のホームページをもとに確認した（表２）。現在設置の49校の男女比を分析すると、在学生の男女差が100名以下の大学が６校、女子学生が多い大学が31校、男子学生が多い大学が11校、不明１校であった。

表２　2016年５月時点の男女別学生数

大学名	学生数（男子／女子）	大学名	学生数（男子／女子）	大学名	学生数（男子／女子）
昭和薬科	538／973	愛知学泉	559／627	長崎純心	30／1,105
関西医科	442／269	帝塚山	1,634／1,650	志學館	719／473
別府	879／833	四国	676／1,486	北翔	1,017／742
愛知県立	901／2,400	神戸薬科	538／1,197	大手前	1,043／1,113
鶴見	1,273／856	熊本県立	793／1,341	聖路加国際	9／372
徳島文理	2,126／2,291	金沢学院	1,306／716	梅光学院	398／701
文教	4,013／4,696	愛知淑徳	2,395／6,702	杉野服飾	131／583
四天王寺	1,844／1,523	日本赤十字看護	39／567	神戸山手	265／329
相愛	344／821	山口県立	190／1,148	帝塚山学院	527／1,053
名古屋経済	1,246／585	比治山	696／792	就実	811／1,825
岐阜聖徳学園	1,573／1,136	札幌国際	655／482	美作	217／726
東北生活文化	66／259	弘前学院	239／469	武蔵野	3,093／5,126

大学名	学生数（男子／女子）
松蔭	不明
聖カタリナ	344／227
筑波学院	321／123
文京学院	1,525／3,128
京都橘	1,745／2,476

大学名	学生数（男子／女子）
大阪大谷	1,408／1,694
上野学園	52／258
東海学院	339／424
至学館	526／768
山陽学園	143／481

大学名	学生数（男子／女子）
高知県立	213／1,098
文化学園	382／2,482
東京純心	20／263

以下、第２表をもとに、①男女差が100名以下の大学、②男子学生が多い大学、③女子学生が多い大学に分けて、その特徴を分析する。

（1）男女差が100名以下の大学

男女差が100名以下の大学は、別府大学、愛知学泉大学、帝塚山大学、大手前大学、神戸山手大学、東海学院大学の６校である。これらの大学では男女それぞれに人気の学部が設置されているために、在学生の合計では男女差が少ない。例えば、愛知学泉大学の在籍者数は男子559名・女子627名である。しかし、2016年度入学生の男女比をみると、現代マネジメント学部が男子86％・女子14％、家政学部が男子14.5％・女子85.5％となっていて学部選択の相違が著しい。

（2）男子学生が多い大学

関西医科大学、鶴見大学、四天王寺大学、名古屋経済大学、岐阜聖徳学園大学、金沢学院大学、札幌国際大学、志學館大学、北翔大学、聖カタリナ大学、筑波学院大学の11校は男子学生数が女子学生数を上回っている。これらの大学の学部構成をみると、医学部、経営学部、経済学部、法学部といった男子学生が志向する傾向が多い学部が設置されている。たとえば、名古屋経済大学は、経済、経営、法学、人間生活科学の４学部を設置しており、それぞれ新入生の男子学生の割合は83.1％、64.6％、89.5％、27.3％となっている。また、北海道の札幌国際大学と北翔大学は、スポーツ系学部が男子学生に人気のために男子学生在籍者が増加しつつある。

（3）女子学生が多い大学

女子学生が多い大学について概観すると、日本赤十字看護大学、聖路加国際大学、神戸薬科大学、山口県立大学などの看護学部や薬学部が設けられている大学、杉野服飾大学、上野学園大学、文化学園大学などの服飾関係や音楽関係の学部を設けている大学は女子が多く在籍している。

共学へ移行後も女子学生が多く在籍している大学が49校中31校もあることは注目すべきである。これは前述したように女子学生の割合が高くなる傾向の学部が設置されているだけでなく、系列学校として女子の中学・高等学校が存在していることも大きく関係している。経営学部は一般的には男子学生の割合が多くなる傾向があるが、文京学院大学、就実大学、愛知淑徳大学などのように附属中学・高等学校が女子校もしくは、女子のみのクラス編成を有している場合は、女子の入学者は平均より多くなっている。2016年度の『学校基本調査報告書』において、商学・経済学系の学部への女子入学者の割合は29.8％であるが、文京学院大学の経営学部は45.2％、就実

大学の経営学部は60.9%、愛知淑徳大学のビジネス学部は58%が女子学生である。

4．新設学部と男子学生数の関係

続いて、共学の際に新設した学部の男女比について検討する。

(1) 共学時に新設した学部に多くの男子学生が在籍する大学

前述したように、経営・経済・法学部は男子学生の人気が高く男子学生の割合が多い。たとえば、金沢学院大学の経営情報学部は2016年度入学者の男女比率は男子84%、志學館大学の法学部は85%となっている。四国大学は1992年の共学時に経営情報学部を新設したが、現在全体で676名の男子学生中同学部には半数を超える358名が在籍している。共学となった当時、「介護福祉士や保父」なども将来的に男性の職業になるとして、従来からの生活科学部や看護学部への男子学生の入学も期待していたが、実際には両学科は依然として女子学生が80%以上を占める学部となっている。熊本県立大学も、1994年の共学時に新設した総合管理学部が多くの男子学生が志望する学部となっており、全体の793名中556名が在籍している。

(2) 共学時に新設した学部で多くの女子学生を受け入れている大学

徳島文理大学、山口県立大学、就実大学、大阪大谷大学、山陽学園大学は、共学時に看護学部もしくは薬学部を新設している。2009年に短期大学と統合と同時に共学となった山陽学園大学は、481名の女子学生の内291名が新設の看護学部に在籍している。また、山口県立大学は1996年の共学時に「福祉・医療現場で男子の人材が必要」として看護学部を新設したが、同学部は2017年５月１日の時点で全400名中、男子学生はわずか10名に過ぎない。

(3) 共学後に男子学生を集めるための学部や学科を新設した大学

共学時に新設学部を設置しなかった大学や、その学部に多くの女子学生が在籍する大学の中には、共学後新たに男子学生が多く在籍する傾向の学部を新設しているものもあった。

2016年５月時点で3,093名の男子学生が在籍する武蔵野大学は共学時に薬学部を新設したが、同学部は男子265名、女子629名と女子が多く在籍する学部となっている。男子学生の多い学部は14年に学部改組によって新設された法学部（492名）、経済学部（562名）である。大阪大谷大学も薬学部を共学時に新設したが、同学部の男子学生数は全1,408名の内390名である。最も多くの男子学生が在籍しているのは12年新設の人間社会学部で、484名の男子学生が在籍している。同学部にはスポーツ健康学科、経営情報コースなどを置く人間社会学科が設置されている。

帝塚山大学は1987年の共学化と同時に経済学部を新設した。2016年度に同学部に在籍する男子学生数は全体の男子学生1,634名中287名である。また、共学後の93年に新設した経営学部、97年に新設した法学部の男子学生数がそれぞれ299名、270名である。共学の際に新設した学部も男子学生を集める学部となっているが、同大学では共学後さらに男子学生を集めるために学部を改組もしくは新設したのであった。

以上、本報告では、女子大学から共学大学へと移行した大学について多面的に分析した。共学化に至る理由としては、1990年代前半までは性役割の変化を理由に挙げる大学が存在したが、95年以降は18歳人口減少に伴う学生数確保が各大学で大きな課題となったことから、共学化に踏み切る大学が多かった。また、共学後の学生数を分析した結果、依然として女子学生が多い大学がある一方で、男子学生が女子学生数を上回る大学があるなど、共学後の状況は設置学部によって大きく異なっていた。近年共学化した大学は現在も女子学生が多い傾向であるが、今後男子学生が増えていく大学もあると推察される。

今後は、共学大学化のプロセスについて分析するとともに、共学したことの意義を当該大学がどのように捉えているのか、などを検討したい。

（杉山実加）

注

第1報告

1　戦前の高等教育機関で男女共学が認められたのは、おおよそ、大学における女性への門戸開放の場合と、官立専門学校の東京音楽大学校だけということができる。
2　上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007年）、野坂尊子「戦後教育改革期における『家政学』理解」『大学教育学会誌』第23巻第2号、2001年。
3　天野正子「戦後期・大衆化と女子高等教育」、天野編『女子高等教育の座標』、垣内出版、1986年。
4　「第九十回帝国議会　衆議院予算委員会議録（速記）第十四回」、1946年8月9日、297頁。
5　湯川次義「戦後教育改革期における女子教育研究会に関する一考察」、『日本教育史論集』（早稲田大学大学院教育学研究科　日本教育史研究室）第1号、2014年。
6　湯川次義「大学基準設定過程における女子大学分科会と家政学部基準委員会」、『日本教育史論集』第2号、2015年。
7　仲新『現代日本教育史』、第一法規、1969年、212頁。
8　文部省『昭和二十四年度新制大学入学者選抜方法の解説（一）』（奥付なし）。
9　湯川次義「1946年以降の国立女子大学の設立過程に関する一考察」『学術研究』（人文科学・社会科学編、早稲田大学教育・総合科学学術院）第65号、2017年。
10　『神戸商船大学七十五周年記念誌』、1996年、174頁。
11　文部省『学校基本調査報告書　昭和29年度』、72頁。
12　『同上（下）』、「専門学校名簿（公立専門学校）」、「専門学校名簿（私立専門学校）」。
13　女子医専の大学昇格は、湯川次義「戦後教育改革期における女子医学専門学校の大学『昇格』に関する一考察」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』第24号、2014年に詳しい。
14　この他、廃校した旧女子専門学校が11校あった（『専門学校資料（下）』）。
15　都立女子専門学校は他の機関と統合して都立大学となったが理系中心のために除いた。
16　湯川次義「戦後教育改革期における公立女子専門学校の共学大学化に関する一考察」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』、第27号、2017年。
17　湯川次義「戦後の旧学制下における女性への大学の門戸開放政策と実態」、『早稲田教育評論』（教育総合研究所）、第19巻第1号、2005年。
18　東京女子高等師範学校「昭和二十二年十一月 東京国立女子大学創設趣旨竝組織」、お茶の水女子大学蔵。

19 「第一　東京国立女子大学設置要項」『お茶の水女子大学１』、国立公文書館蔵、(3A 29-7 506)。
20 『昭和二十三年　県立熊本女子大学設置認可申請書　熊本県』熊本県庁蔵。
21 天野、前掲、66頁。
22 藤本萬治「戦後における女子高等教育の発展」『論叢　東京立正女子短期大学』創立記念号、1966年、22頁。
23 黒岡千佳子は、女性の「不利益を除く」ためには「保護主義的な別学理念は大いに有効であった」としている。黒岡「わが国の女子高等教育における別学教育と共学教育の変遷」『福井県立短期大学研究紀要』第８号、1983年、139頁。
24 WOMEN STUDENTS ENTERING THE IMPERIAL UNIVERSITIES IN JAPAN IN 1946。ホームズ文書、国立教育政策研究所　教育図書館蔵。
25 林太郎「新制女子大学と家政学部の創設事情」『東京家政大学紀要』、第10号、1970年、21頁。
26 「一　東京家政大学設置要項」『東京家政大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 399)。
27 「清泉女子大学設置要項」『清泉女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-3 545)。
28 「昭和二十三年四月実施予定　同志社学制案」『同志社理事会記録　昭和22年度　10月-３月』、同志社社史資料室蔵。
29 「国立奈良女子大学案」、奈良女子大学学術情報センター蔵。
30 「大学設置認可申請書」『昭和女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-1 410)。
31 藤本、前掲、22頁。
32 『和洋学園八十年史』、和洋学園、1977年、197頁。
33 林、前掲、21頁。
34 東京女子高等師範学校「昭和二十二年十一月 東京国立女子大学創設趣旨竝組織」。
35 『共立薬科大学四十年史』、共立薬科大学、1970年、26頁。
36 専門学校から大学への転換においては、特に人的側面の異動が特に重要な要素であったと考えられるが、この点については今後検討を続けたい。
37 藤本、前掲、24頁。
38 「大学設置認可申請書」『日本女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 285)。
39 「大学設置認可申請書」『聖心女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 351)。
40 「高知女子大学設置認可申請書類」国立公文書館蔵、(4A 9-9 91)。
41 「大学設置認可申請書」『昭和女子大学』。
42 椙山正弐「大学開設記念式挨拶」『いとぐき』昭和二十四年号、1950年12月、２頁。
43 「大学設置認可申請書」『『昭和薬科大学』国立公文書館蔵、(4A 10-1 452)。
44 「大学設置認可申請書」『女子美術大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 350)。
45 「大学設置認可申請書」『宮城学院女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-10 130)。「大学設置認可申請書」『京都女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-5 688)。
46 「大学設置認可申請書」『津田塾大学』国立公文書館蔵、(4A 9-13 285)。
47 湯川次義「女子大学」『学校沿革史の研究　大学編２』野間教育研究所、2016年、349-353頁。
48 湯川次義「新制女子大学の学部・学科組織に関する一考察」『日本教育史論集』第４号、2017年。

第２報告

1 『東京女子大学の90年』(東京女子大学90周年誌編纂委員会、2008年)、62頁。
2 寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる―FD・評価・私学』(東信堂、2006年)、124頁。
3 『実践女子学園100年史』(同編纂委員会、実践女子学園、2001年)、652頁-654頁。

4　『和洋女子大学　点検・評価報告書』（2013年度）。
5　『大妻女子大学　自己評価書』（2014年６月）。
6　『共立女子大学　自己点検・評価報告書』（2010年度）。
7　『実践女子大学　自己点検・評価報告書』（2013年度）。
8　『昭和女子大学　自己点検・評価報告書』（2009年度）。
9　『女子美術大学　自己点検・評価報告書』（2007年度）。
10　『聖心女子大学　点検・評価報告書』（2008年度）。
11　『清泉女子大学　点検・評価報告書』（2011年度）。
12　『津田塾大学　自己点検・評価報告書』（2010年度）。
13　『東京家政大学　自己点検・評価報告書』（2009年度）。
14　『東京女子大学　自己点検・評価報告書』（2010年３月）。
15　『日本女子大学　点検・評価報告書』（2011年度）。
16　『同志社女子大学　自己点検・評価報告書』（2013年度）。
17　『神戸女学院大学　自己点検・評価報告書』（2014年度）。
18　『広島女学院大学　点検・評価報告書』（2011年度）。

第３報告

1　共学年度については『全国大学一覧』を参考にしつつ、各大学の沿革史や新聞記事で確認した。
2　「男女共学に踏み切った聖和女子大の学長」『朝日新聞』朝刊（1980年９月２日）３面。
3　「変わる女子大　家政系減り共学化進む　「良妻賢母」から「自立」へ反映」『読売新聞』朝刊・大阪（1992年１月４日）15面。
4　「柴田一さん　薬学部新設　男子受け入れ」『朝日新聞』朝刊・岡山（2003年１月18日）29面。
5　「公立女子大に共学の嵐」『朝日新聞』朝刊・福岡（1995年６月３日）25面。
6　広井多鶴子「女性の大学進学率の上昇と女子大学―人間社会学部の設置をめぐって―」『実践女子大学人間社会学部紀要』第一集（実践女子大学、2004年）45頁。
7　「文教大と改名　立正女子大　来春から共学」『朝日新聞』朝刊（1972年９月27日）22面。
8　「志學館に名称変更　法学部設け共学も　鹿児島女子大」『朝日新聞』朝刊・鹿児島（1998年12月25日）19面。
9　「聖カタリナ女子大共学に」『読売新聞』朝刊・愛媛（2003年５月９日）28面。
10　「弘前学院大学が男女共学『ビックバン』」『朝日新聞』朝刊・青森、1998年５月28日）23面。
11　「公立女子大に共学の風　生き残り模索」『読売新聞』朝刊・福岡（1995年６月３日）25面。「柴田一さん　薬学部新設、男子受け入れ」『朝日新聞』朝刊・岡山（2003年１月18日）29面。
12　『愛知学泉大学経営学部10年誌』（安城学園、1997年）11-12頁。
13　『安城学園百年誌』（安城学園、2014年）644-645頁。
14　都築久義「いま大学では―女子大の伝統校が男女共学に」『大学と教育』18号（東海高等教育研究所、1996年）17-19頁。「愛知淑徳大学　共学化を契機に新しい理念で改革を推進」『カレッジマネジメント』第27巻６号（リクルート、2009年）46-47頁。